資料１－１

厚生労働省発生食０２０５第１号
平 成 ２ ８ 年 ２ 月 ５ 日

食品安全委員会
委員長　佐 藤　洋　殿

厚生労働大臣　塩 崎　恭 久

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成１５年法律第４８号）第２４条第１項第１号の規定に基づき、下記事項に係る同法第１１条第１項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第１１条第１項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

アセフェート

厚生労働省発生食０２０５第２号
平 成 ２ ８ 年 ２ 月 ５ 日

食品安全委員会
委員長　佐 藤　洋　殿

厚生労働大臣　塩 崎　恭 久

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成１５年法律第４８号）第２４条第１項第１号の規定に基づき、下記事項に係る同法第１１条第１項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第１１条第１項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

シモキサニル

厚生労働省発生食０２０５第３号
平 成 ２ ８ 年 ２ 月 ５ 日

食品安全委員会
委員長　佐 藤　洋　殿

厚生労働大臣　　塩 崎　恭 久

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成１５年法律第４８号）第２４条第１項第１号の規定に基づき、下記事項に係る同法第１１条第１項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第１１条第１項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

テブフェノジド

厚生労働省発生食０２０５第４号
平 成 ２ ８ 年 ２ 月 ５ 日

食品安全委員会
委員長　佐 藤　洋　殿

厚生労働大臣　塩 崎　恭 久

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成１５年法律第４８号）第２４条第１項第１号の規定に基づき、下記事項に係る同法第１１条第１項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第１１条第１項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

トリフルミゾール

厚生労働省発生食０２０５第５号
平 成 ２ ８ 年 ２ 月 ５ 日

食品安全委員会
委員長　佐 藤　洋　殿

厚生労働大臣　塩 崎　恭 久

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成１５年法律第４８号）第２４条第１項第１号の規定に基づき、下記事項に係る同法第１１条第１項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第１１条第１項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

パクロブトラゾール

厚生労働省発生食０２０５第６号
平 成 ２ ８ 年 ２ 月 ５ 日

食品安全委員会
委員長　佐 藤　洋　殿

厚生労働大臣　塩 崎　恭 久

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成１５年法律第４８号）第２４条第１項第１号の規定に基づき、下記事項に係る同法第１１条第１項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第１１条第１項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

メタミドホス

厚生労働省発生食０２０５第７号
平 成 ２ ８ 年 ２ 月 ５ 日

食品安全委員会
委員長　佐 藤　洋　殿

厚生労働大臣　塩 崎　恭 久

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成１５年法律第４８号）第２４条第１項第１号の規定に基づき、下記事項に係る同法第１１条第１項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第１１条第１項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬及び動物用医薬品の残留基準を設定すること

エトキサゾール

厚生労働省発生食０２０５第８号
平 成 ２ ８ 年 ２ 月 ５ 日

食品安全委員会
委員長　佐 藤　洋　殿

厚生労働大臣　塩 崎　恭 久

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成１５年法律第４８号）第２４条第１項第１号の規定に基づき、下記事項に係る同法第１１条第１項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第１１条第１項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の動物用医薬品の残留基準を設定すること

フルベンダゾール

参考1

食品健康影響評価の審議状況

（平成28年2月12日現在）

区分	要請件数 注2)	うち27年度分	自ら評価	合計	評価終了	うち27年度分	意見募集中 注3)	審議中 注1)
添加物 注11)	166	13	0	166	161	23	1	4
農薬	1037	38	0	1037	781	59	21	235
うちポジティブリスト関係	491	6	0	491	302	22	8	181
うち清涼飲料水	33		0	33	33		0	0
うち飼料中の残留農薬基準 注7)	42		0	42	10		0	32
動物用医薬品	524	29	0	524	494	39	2	28
うちポジティブリスト関係	109	1	0	109	78	8	2	29
汚染物質等 注8)	62		3	65	60		0	5
うち清涼飲料水	49		0	49	46		0	3
器具・容器包装	16		0	16	11	3	0	5
微生物・ウイルス 注9)	14	1	2	16	15	1	0	1
プリオン	50	10	16	66	50	8	1	15
かび毒・自然毒等 注4)	7		3	10	10		0	0
遺伝子組換え食品等	238	18	0	238	219	15	6	13
新開発食品 注5)	82	1	1	83	81	3	1	3
肥料・飼料等	202	5	0	202	147	18	1	54
うちポジティブリスト関係	100		0	100	57		0	43
薬剤耐性菌	5	3	0	5	4	4	0	1
肥飼料・微生物合同 注10)	1(34)		0	1	1(13)		0	0
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
その他 注6)	1		1	2	1		0	1
合計	2,408	118	26	2,434	2,038	173	33	365

（注）1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。
2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。
3 意見募集中欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。
4 自ら評価案件「デオキシニバレノール及びニバレノール」について、評価終了欄には「デオキシニバレノール」、「ニバレノール」をそれぞれ1件として計上し、2件として記入している。
5 自ら評価案件「トランス脂肪酸」は、通知先が消費者庁、厚生労働省及び農林水産省のため、評価終了欄は3件として記入している。
6 平成22年3月18日に自ら評価案件として決定された「アルミニウム」は、まず情報収集から始めることとされたため、現在、担当専門調査会が未定となっている。
7 飼料中の残留農薬基準欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。
8 平成26年7月30日付けで評価要請のあった「ジクロロ酢酸」「トリクロロ酢酸」については、「クロロ酢酸」も評価したため、3件として記入している。
9 平成16年度に自ら評価案件として決定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」については、平成24年6月28日の委員会において、自ら評価案件として終了することとなった。
10 平成15年12月8日付けで評価要請のあった「飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価」について、（ ）内に物質数を記入している。
11 平成25年11月20日付けで評価要請のあった過酢酸製剤及び同製剤に含まれる物質については、過酢酸製剤の評価に当たり「酢酸」「過酸化水素」も評価したため、過酢酸製剤及び「過酢酸」「1－ヒドロキシエチリデン－1，1－ジホスホン酸」「オクタン酸」「酢酸」「過酸化水素」の計6件として記入している。

参考 2

委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

（平成28 年 2 月 12 日現在）

Ⅰ　専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
15/ 7/ 3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること（汚染物質2物質） 2
15/12/ 8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌 ※ (19)
16/10/29	農	動物用医薬品　アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤（注射用ビクシリン）㊫、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤（ネオマイゾン注射液及びバシット注射液）㊫肥 2
17/2/14	厚	農薬　ジコホール 1
17/8/5	農	動物用医薬品　スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラール液) ㊫肥、セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料（セファピリンベンザチン「コーキン」）、牛の乳房注入剤（KPドアイー5G）及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤（KPラック－5G）㊫肥、ホスホマイシンを有効成分とする牛の注射剤（動物用ホスミシンS（静注用））㊫肥 3
17/8/15	厚	添加物　アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム 2
17/9/13	厚	動物用医薬品　アンピシリンナトリウム肥、スルファメトキサゾール肥、トリメトプリム肥、セファピリンベンザチン肥、セファピリンナトリウム肥 5
18/5/9	厚	農薬　ホルペット 1
18/7/18	厚	農薬　ジコホール☆、ホルペット☆ 2
18/7/18	厚	動物用医薬品　アンピシリン☆肥、スルファメトキサゾール☆肥、セファピリン☆肥、トリメトプリム☆肥 4
18/12/19	厚	農薬　フリラゾール☆ 1
18/12/19	厚	動物用医薬品　キシラジン☆、アモキシシリン☆肥 2
19/1/15	厚	農薬　イマゼタピルアンモニウム塩☆、シクロエート☆、ピノキサデン☆ 3
19/1/15	厚	動物用医薬品　クマホス☆、酢酸メレンゲステロール☆ 2
19/2/6	厚	農薬　スピロキサミン☆ 1
19/2/6	厚	動物用医薬品　アレスリン☆、クロルマジノン☆、スルフイソゾール☆肥 3
19/ 3/6	厚	農薬　トリチコナゾール☆ 1
19/3/6	厚	動物用医薬品　イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆、ジシクラニル☆ 3
19/3/22	厚	動物用医薬品　スルファチアゾール☆肥、スルファジメトキシン☆肥、スルファモメトキシン☆肥 3
19/5/17	－	我が国に輸入される牛肉等に関する食品健康影響評価◎ 2

注：※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

肥は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。㊫は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

Ⅰ　専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの（続き）

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
19/5/22	厚	動物用医薬品　フェノキシメチルペニシリン☆肥　1
19/6/5	厚	農薬　イマザメタベンズメチルエステル☆、メソスルフロンメチル☆、スルフェントラゾン☆　3
19/6/26	厚	農薬　キャプタン☆　1
19/8/28	厚	動物用医薬品　ジクロキサシリン☆肥　1
19/10/2	厚	農薬　ジクロメジン＜一部☆＞　2
19/12/18	厚	農薬　クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆　2
20/1/15	農	動物用医薬品　硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤（コバクタン/セファガード）㊙肥　1
20/2/5	厚	農薬　フェントラザミド　1
20/3/11	厚	農薬　酸化プロピレン☆、ヒドラメチルノン☆、フェンチン☆、Sec-ブチルアミン☆、ブロディファコウム☆　5
20/3/25	厚	農薬　イプロバリカルブ☆、スルホスルフロン☆、ピリデート☆、フッ化スルフリル☆　4
20/4/17	－	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施について◎
20/6/3	厚	動物用医薬品　トビシリン肥　1
20/7/8	厚	農薬　クロキンセットメキシル☆、クロジナホッププロパルギル☆　2
20/7/8	厚	ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※　1
20/9/5	厚	器具・容器包装　カドミウム、鉛　2
21/2/3	厚	農薬及び動物用医薬品　ホキシム☆　2
21/2/9	厚	農薬　エチオン☆、オキシデメトンメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカップ☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシル☆、ホレート☆　8
21/3/10	厚	動物用医薬品　ナナフロシン☆肥、ピランテル☆　2
21/3/24	厚	農薬　パラチオンメチル☆、フェナミホス☆　2
21/3/24	厚	農薬及び動物用医薬品　ジクロルボス及びナレド☆　2
21/12/14	厚	農薬　キャプタン、フラザスルフロン☆　2
21/12/14	厚	器具・容器包装　フタル酸ジイソデシル(DIDP)、フタル酸ジオクチル(DNOP)　2
22/1/25	厚	農薬　イミノクタジン＜一部☆＞■　2
22/2/15	消	特定保健用食品　ピュアカム葉酸※■、ピュアカム葉酸 MV※■　2
22/2/16	厚	農薬　グリホサート＜一部☆＞■　2
22/2/16	厚	動物用医薬品　トルフェナム酸☆　1
22/2/16	厚	動物用医薬品　クロキサシリン☆肥　1
22/2/16	厚	対象外物質　アスタキサンチン☆肥、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル☆肥、β-カロテン☆肥、クエン酸☆肥、酒石酸☆肥、トウガラシ色素☆肥、トコフェロール☆肥、乳酸☆＜農薬用途もあり＞肥、マリーゴールド色素☆肥、メナジオン☆肥、レチノール☆肥　11

注：※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。肥は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。㊙は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

Ⅰ　専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの（続き）

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
22/2/23	厚	農薬　2,4-D☆　1
22/3/1	厚	農薬　フルロキシピル☆　1
22/3/18	―	アルミニウム◎　1
22/3/23	厚	農薬　ベンタゾン☆　1
22/3/23	厚	動物用医薬品　フルメキン☆肥　1
22/5/11	厚	農薬　クロルデン☆　1
22/6/22	農	農薬　2，4－D☆、グリホサート☆、ベンタゾン☆〈全て飼〉　3
22/8/12	厚	農薬　プロベナゾール＜一部☆＞、ハロキシホップ☆　3
22/9/13	厚	農薬　クロマゾン☆、テトラジホン☆、トリクロピル☆、　3
22/9/27	厚	農薬　DCIP☆、酸化フェンブタスズ☆　2
22/11/12	厚	農薬　イマザリル☆、ジフルフェンゾピル☆、ジメチピン☆、テルブホス☆、トリアスルフロン☆、パラチオン☆、ビンクロゾリン☆モノクロトホス☆　8
22/11/15	農	農薬　テルブホス〈飼〉☆　1
22/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品　クロルフェンビンホス☆　2
22/12/10	厚・農	農薬及び動物用医薬品　メトプレン☆＜一部〈飼〉＞　2
23/1/24	厚	農薬　テブフェンピラド■＜一部☆＞、ペンコナゾール☆　3
23/1/24	厚	動物用医薬品　ゲンタマイシン☆肥、スピラマイシン☆肥、セフロキシム☆肥　3
23/2/10	厚	農薬　カルボスルファン＜一部☆＞、ベンフラカルブ＜一部☆＞■、エンドスルファン☆、クロリムロンエチル☆、クロルタールジメチル☆、デスメディファム☆　8
23/3/25	厚	農薬　エタメツルフロンメチル☆、ジスルホトン☆、プロパジン☆、ブロモキシニル☆　4
23/3/25	厚	動物用医薬品　ジミナゼン☆　1
23/3/31	―	加熱時に生じるアクリルアミド◎　1
23/4/19	厚	添加物　カルミン　1
23/4/25	農	農薬　ブロモキシニル（飼料）☆　1
23/4/26	厚	添加物　酸性リン酸アルミニウムナトリウム　1
23/6/10	厚	農薬　フェナリモル☆　3
23/9/22	厚	農薬　2,4-DB☆、EPTC☆、アミノピラリド☆、イオドスルフロンメチル☆、クロルスルフロン☆、クロロタロニル☆、シクロキシジム☆、ジフェンゾコート☆、テクナゼン☆、ニコスルフロン☆、フルカルバゾンナトリウム塩☆、マレイン酸ヒドラジド☆、メトスルフロンメチル☆　13
23/10/11	厚	農薬　チアクロプリド■、アクリナトリン■＜一部☆＞、セトキシジム＜一部☆＞、ジクロホップメチル☆、トリフロキシスルフロン☆、トリベヌロンメチル☆、ピクロラム☆、フェノキサプロップエチル☆、ブタフェナシル☆、フルオメツロン☆、アトラジン☆　13
23/10/11	農	農薬　アトラジン☆　1

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である（平成 22 年 1 月1日以降委員会において説明したもののみ）。肥は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

Ⅰ　専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの（続き）

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
23/11/18	厚	農薬　トラルコキシジム☆、フェノキシカルブ☆、プロスルフロン☆　3
24/1/23	厚	農薬及び動物用医薬品　シハロトリン☆　2
24/1/23	農	農薬　エチオン☆、カルボフラン☆、キャプタン☆、ホレート☆、シハロトリン☆、ジクロルボス及びナレド☆　6
24/1/23	厚	動物用医薬品　スルファジミジン☆肥　1
24/2/24	厚	動物用医薬品　イソメタミジウム☆、ジエチルスチルベストロール☆　2
24/3/26	厚	農薬　リムスルフロン☆　1
24/3/26	厚	農薬及び動物用医薬品　エマメクチン安息香酸塩☆　2
24/5/21	厚	農薬　4－クロルフェノキシ酢酸☆、トリデモルフ☆、フラムプロップメチル☆　3
24/5/21	厚	農薬及び動物用医薬品　ペルメトリン☆　2
24/5/21	農	農薬　ペルメトリン☆　1
24/7/18	厚	農薬　クロルフルアズロン＜一部☆＞、ホスチアゼート■＜一部☆＞、テフルトリン☆、トリホリン☆、シアナジン☆　7
24/7/18	厚	動物用医薬品及び飼料添加物　サリノマイシン☆肥、センデュラマイシン☆肥、バシトラシン☆肥　3
24/7/18	厚	動物用医薬品　スペクチノマイシン☆肥　1
24/7/18	農	農薬　シアナジン☆　1
24/8/21	農	農薬　シフルトリン☆　1
24/8/21	厚	農薬　トルクロホスメチル☆、フサライド☆、フルスルファミド☆　3
24/8/21	厚	農薬及び動物用医薬品　シフルトリン☆　2
24/8/21	厚	動物用医薬品　カルバドックス☆肥、サラフロキサシン☆肥、ネオマイシン☆肥　3
24/8/21	厚	飼料添加物　ブチルヒドロキシアニソール☆肥　1
24/9/18	厚	農薬　メコプロップ☆　1
24/9/18	厚	農薬及び動物用医薬品　カルバリル☆　2
24/9/18	厚	動物用医薬品　ブロムフェノホス☆　1
24/9/19	農	農薬　カルバリル☆　1
25/1/22	農	農薬　クロルピリホスメチル☆、クロルフェンビンホス☆、シマジン☆、パラチオン☆、フェンプロパトリン☆　5
25/1/30	厚	農薬　クロルピリホスメチル☆、シマジン☆、フェンプロパトリン☆　3
25/1/30	厚	動物用医薬品　デキサメタゾン☆、ベタメタゾン☆　2
25/3/12	厚	農薬　アイオキシニル☆、イプロジオン☆、エテホン☆、オキサミル☆、カルフェントラゾンエチル☆、クロリダゾン☆、ジクロルプロップ☆、ジクワット☆、ターバシル☆、ピリミホスメチル☆、フルシトリネート☆、ホルクロルフェニュロン☆、メタミトロン☆、メチダチオン☆、レナシル☆　15

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である（平成 22 年 1 月1日以降委員会において説明したもののみ）。肥は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

Ⅰ　専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの（続き）

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
25/3/12	厚	動物用医薬品及び飼料添加物　ハロフジノン☆　1
25/3/12	農	農薬　ジクワット☆、ピリミホスメチル☆　2
25/4/2	厚	プリオン　アイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※、ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※　(2)
25/4/9	厚	化学物質・汚染物質　清涼飲料水の規格基準の改正について＃　1
25/6/10	農	農薬　γ－BHC☆、ジメトエート☆、パラコート☆、メチダチオン☆　4
25/6/12	厚	農薬　2,4-D■、アラニカルブ☆、イマザキン☆、クロルメコート☆、ジウロン☆、シプロコナゾール☆、ジベレリン☆、ジメトエート☆、パラコート☆、フルキンコナゾール☆、プロクロラズ☆、プロチオホス☆、ブロマシル☆　13
25/6/13	厚	遺伝子組換え食品等　MDT06-228 株を利用して生産されたエキソマルトテトラオヒドロラーゼ■　1
25/8/20	厚	農薬　DBEDC■〈一部☆〉、ノニルフェノールスルホン酸銅■〈一部☆〉、イマザモックスアンモニウム塩☆、ヒメキサゾール☆、メトリブジン☆、リュロン☆　8
25/8/20	厚	農薬及び動物用医薬品　ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン☆　2
25/8/20	厚	飼料添加物　ジブチルヒドロキシトルエン肥　1
25/8/21	農	遺伝子組換え食品等　p－ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHT0H2系統（飼料）■　1
25/8/22	厚	遺伝子組換え食品等　p－ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHT0H2系統（食品）■　1
25/11/14	厚	農薬　メピコートクロリド☆　1
25/12/10	厚	農薬　クレトジム☆　1
25/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品　シペルメトリン☆　2
25/12/10	厚	動物用医薬品及び飼料添加物　ナイカルバジン☆肥　1
25/12/20	厚	農薬　ニテンピラム☆　1
26/2/3	厚	農薬　オキスポコナゾールフマル酸塩☆　1
26/2/19	農	遺伝子組換え食品等　アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ（SPS-00E12-8）（飼料）■　1
26/2/20	厚	遺伝子組換え食品等　アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ（SPS-00E12-8）（食品）■　1
26/3/12	農	遺伝子組換え食品等　除草剤グリホサート及びイソキサフルトール耐性ダイズ G72 系統（飼料）■　1
26/3/13	厚	遺伝子組換え食品等　除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ 44406 系統（食品）■　1
26/3/25	厚	農薬　MCPB■〈一部☆〉　2
26/3/25	厚	動物用医薬品　酢酸トレンボロン☆、ゼラノール☆、　2

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。
◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である（平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ）。肥は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。＃印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。

Ⅰ　専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの（続き）

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
26/3/25	厚	肥料・飼料等　マデュラマイシン☆、ロベニジン☆	2
26/6/18	厚	対象外物質　グルカン■	1
26/7/2	厚	動物用医薬品　セフチオフル■	1
26/9/9	厚	農薬　ピラゾリネート☆	1
27/1/8	厚	プリオン　スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓　※	1
27/1/13	厚	農薬　イソフェタミド■、フロメトキン■	2
27/2/12	厚	プリオン　ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓　※	1
27/3/10	厚	農薬　フルオピコリド■	1
27/4/24	厚	遺伝子組換え食品等　コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87411 系統（食品）■	1
27/4/24	農	遺伝子組換え食品等　コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87411 系統（飼料）■	1
27/5/14	厚	プリオン　スイス及びリヒテンシュタインから輸入される牛肉及び牛の内臓※	2
27/5/22	厚	遺伝子組換え食品等　除草剤グリホサート耐性トウモロコシ Event VCO-01981-5（食品）■	1
27/5/22	農	遺伝子組換え食品等　除草剤グリホサート耐性トウモロコシ Event VCO-01981-5（飼料）■	1
27/9/30	厚	プリオン　イタリアから輸入される牛肉及び牛の内臓※	1
27/9/30	厚	遺伝子組換え食品等　PLA-54 株を利用して生産されたホスホリパーゼ A2■	1
27/10/8	農	薬剤耐性菌　硫酸セフキノムを有効成分とする牛及び豚の注射剤（コバクタン／セファガード）■	1
27/10/13	厚	農薬　クレトジム■、ニテンピラム■、プロヒドロジャスモン■	3
27/11/17	厚・農	農薬　イミダクロプリド■	2
27/11/17	厚	農薬　フェナザキン■	1
27/11/18	農	飼料添加物　バチルス　サブチルス	1
27/12/18	厚	プリオン　牛海綿状脳症（ＢＳＥ）国内対策の見直し※	1
28/1/5	厚	遺伝子組換え食品等　RN-No.2 株を利用して生産された 5'-イノシン酸二ナトリウム	1
28/1/6	厚	農薬　ピカルブトラゾクス■、フルジオキソニル■	2
28/2/9	厚	農薬　アセフェート■、シモキサニル■、テブフェノジド■、トリフルミゾール■、パクロブトラゾール■、メタミドホス■	6
28/2/9	厚	農薬及び動物用医薬品　エトキサゾール■	1
28/2/9	厚	動物用医薬品　フルベンダゾール	1

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。
※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である（平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ）。

Ⅱ　専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)	
21/3/26～4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について ★	
27/12/24～28/1/22	添加物　過酸化水素■	1
27/12/24～28/1/22	遺伝子組換え食品等　除草剤グリホサート及びイソキサフルトール耐性ダイズ FG72 系統(食品)■	1
27/12/24～28/1/22	特定保健用食品　レア　スウィート ※■	1
28/1/13～28/2/11	農薬　イソウロン☆、イソキサチオン〈一部☆〉、シメコナゾール■、スピロテトラマト■、ピリオフェノン■	6
28/1/20～28/2/18	遺伝子組換え食品等　NZYM-AV 株を利用して生産されたα－アミラーゼ■、PEG 株を利用して生産されたカルボキシペプチダーゼ■、GLU-No.8 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウム■、HIS-No.2 株を利用して生産された L-ヒスチジン塩酸塩■	4
28/1/27～28/2/25	農薬及び動物用医薬品　フィプロニル■	1
28/1/27～28/2/25	農薬　プロフェノホス■(☆)	2
28/1/27～28/2/25	動物用医薬品　プレドニゾロン☆、メチルプレドニゾロン☆	2
28/2/10～28/3/10	プリオン　イノシシを原料とするたんぱく質の飼料としての利用	1
28/2/10～28/3/10	遺伝子組換え食品等　ASP595-1 株を利用して生産されたフィターゼ■	1
28/2/10～28/3/10	飼料添加物　フィターゼ■	1
28/2/10～28/3/10	薬剤耐性菌　家畜等に使用するバージニアマイシン※	(1)

注1:　★の案件についての意見募集は終了している。

注2:　☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。㊫は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。肥は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの（平成27年度）

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
27/4/7	厚	器具・容器包装 フタル酸ベンジルブチル（BBP） 1
27/4/14	厚	動物用医薬品 ジメトリダゾール☆、クロサンテル☆ 2
27/4/14	厚	遺伝子組換え食品等 低リグニンアルファルファKK179 系統（食品）■、NZYM-SO 株を利用して生産されたα-アミラーゼ■ 2
27/4/14	農	遺伝子組換え食品等 低リグニンアルファルファKK179 系統（飼料）■ 1
27/4/14	農	薬剤耐性菌 牛及び豚に使用するセフチオフル製剤に関わる薬剤耐性菌㊫肥 2
27/4/21	厚	対象外物質 イタコン酸■、ポリグリセリン脂肪酸エステル■ 2
27/4/21	厚	プリオン スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※、ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※ 2
27/4/21	厚	遺伝子組換え食品等 DP-No.1 株及び GG-No.1 株を利用して生産されたグルタミルバリルグリシン■、GLU-No.7 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウム■ 2
27/4/28	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ワタ 1910 系統（食品）■ 1
27/4/28	農	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ワタ 1910 系統（飼料）■ 1
27/5/12	厚	農薬 イソキサフルトール■、ジエトフェンカルブ☆■、テプラロキシジム☆、トリアファモン■ 5
27/5/12	厚	動物用医薬品 セフチオフル■ 1
27/5/12	農	動物用医薬品 セフチオフルを有効成分とする牛の注射剤（エクセーデC）及びセフチオフルを有効成分とする豚の注射剤（エクセーデS）■肥、塩酸セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤（エクセネルRTU）■肥 3
27/5/12	厚・農	動物用医薬品・飼料添加物・対象外物質 L-カルニチン■ 2
27/5/12	消	特定保健用食品 蹴脂茶 ※■ 1
27/5/19	厚	添加物 1-メチルナフタレン 1
27/5/26	厚	対象外物質 グリセリン酢酸脂肪酸エステル■ 1
27/5/26	農	牛及び豚に使用するフルオロキノロン系抗菌性物質製剤に係る薬剤耐性菌■ （－）
27/6/2	厚	動物用医薬品 メトクロプラミド☆ 1
27/6/9	厚・農	農薬 エトフェンプロックス■、クロフェンテジン☆、クロルプロファム☆、ピコキシストロビン■、ピロキロン＜一部☆＞ 7
27/6/16	厚・農	動物用医薬品 豚サーコウイルス（2型・組換え型）感染症・豚繁殖・呼吸障害症候群・マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント加）混合ワクチン（インゲルバック3フレックス）■ 2
27/6/16	農	動物用医薬品 豚オーエスキー病（gI-、tk-）生ワクチン（酢酸トコフェロールアジュバント加溶解用液）（ポーシリス BegoniaDF・10、ポーシリス BegoniaDF・50）■ 1

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。
■印は企業申請案件である。㊫は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。肥は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの（平成27年度）

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
27/6/16	厚	特定保健用食品 葛のめぐみ ※■ 1
27/6/30	厚	添加物 過酢酸製剤及び同製剤に含有される物質（過酢酸、1－ヒドロキシエチリデン－1，1－ジホスホン酸、オクタン酸、酢酸、過酸化水素）■ 6
27/6/30	厚	農薬 アミスルブロム■ 1
27/7/7	厚	農薬 オキサチアピプロリン■、フルアジホップ■〈一部☆〉、ベンチアバリカルブイソプロピル■ 4
27/7/7	厚	遺伝子組換え食品等 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の改正等について 1
27/7/14	厚・農	動物用医薬品 2-10-性腺刺激ホルモン放出ホルモン類縁体・ジフテリアトキソイド結合物を有効成分とする牛の注射剤（ボプリバ）■ 2
27/7/14	厚	飼料添加物 モネンシン、モネンシンナトリウム■ 2
27/7/14	農	薬剤耐性菌 ツラスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤（ドラクシンC）の承認に係る薬剤耐性菌㊦肥 （－）
27/7/28	厚	農薬 チアメトキサム■ 1
27/7/28	厚	農薬及び動物用医薬品 ジフルベンズロン☆ 2
27/7/28	厚	器具・容器包装 ポリエチレンナフタレート（PEN）を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装 1
27/7/28	厚	プリオン デンマークから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※ 1
27/7/28	厚	DP-No.2株及びGG-No.1株を利用して生産されたグルタミルバリルグリシン■ 1
27/8/4	消	特定保健用食品 大麦若葉粉末 ※■ 1
27/8/4	厚	動物用医薬品 ツラスロマイシン肥■ 1
27/8/11	厚	農薬 テトラコナゾール■＜一部☆＞、トリフロキシストロビン■、フェンヘキサミド■、ベンゾフェナップ☆ 5
27/8/11	農	動物用医薬品 フルニキシンメグルミン■、フロルフェニコール肥■ 1
27/9/1	厚	動物用医薬品 エンロフロキサシン肥■、動物用ワクチンの添加剤として使用する成分 １３
27/9/1	農	動物用医薬品 エンロフロキサシンを有効成分とする豚の注射剤（バイトリル ワンジェクト注射液）■ 1
27/9/8	厚	農薬 4－アミノピリジン☆、クロロベンジレート〈一部☆〉、ジノセブ☆、チオメトン〈一部☆〉、チフェンスルフロン☆、テブコナゾール■、トリクロロ酢酸ナトリウム塩☆、フルオピラム■、プロメトリン☆、ベンゾビンジフルピル■ 12
27/9/15	厚	添加物 硫酸亜鉛■、亜セレン酸ナトリウム■ 2
27/9/15	厚	動物用医薬品 フルアズロン☆、フルメトリン■〈一部☆〉 3
27/9/15	農	動物用医薬品 ツラスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤（ドラクシンC）肥■ 1

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である。㊦は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。肥は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの（平成27年度）

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
27/9/29	厚	動物用医薬品 アルベンダゾール☆ 1
27/9/29	農	動物用医薬品 フロルフェニコール及びフルニキシンメグルミンを有効成分とする牛の注射剤（レスフロール）■㊫㊧＊、動物用ワクチンの添加剤として使用する成分 4
27/9/29	農	遺伝子組換え食品等 *Aspergillus oryzae* NZYM-SP 株を利用して生産されたアスパラギナーゼ■、NZYM-RO 株を利用して生産された6-α-グルカノトランスフェラーゼ■ 2
27/10/6	厚	遺伝子組換え食品等 CYS-No.1 株を利用して生産された L-システイン塩酸塩■、除草剤グリホサート耐性アルファルファ J101 系統及び低リグニンアルファルファ KK179 系統を掛け合わせた品種■ 2
27/10/20	農	肥料・飼料等 普通肥料の公定規格の改正について 1
27/10/20	厚	農薬 １，３－ジクロロプロペン■、ヘキサコナゾール☆、メパニピリム■〈一部☆〉 4
27/10/27	厚	動物用医薬品 イプロニダゾール 1
27/10/27	厚	器具・容器包装 フタル酸ジイソノニル(DINP) 1
27/11/10	厚	添加物 次亜臭素酸水（5,5-ジメチルヒダントイン、臭化物、次亜臭素酸水）■ 3
27/11/10	厚	農薬 マンデストロビン■、イソピラザム■、キノメチオナート■〈一部☆〉、ビシクロピロン■ 5
27/11/10	－	微生物・ウイルス クドア（クドア属粘液胞子虫）◎ 1
27/11/17	厚	添加物 亜セレン酸ナトリウム■ 1
27/11/24	農	肥料・飼料等 飼料用ゼラチン及びコラーゲンに関する規制の見直しについて 1
27/12/1	厚	遺伝子組換え食品等 DP-No. 2 株を利用して生産されたアスパルテーム■ 1
27/12/8	厚	添加物 *Aspergillus oryzae* NZYM-SP 株を用いて生産されたアスパラギナーゼ■ 1
27/12/8	農	動物用医薬品 動物用ワクチンの添加剤として使用する成分 2
27/12/8	厚	プリオン スイス及びリヒテンシュタインから輸入される牛肉及び牛の内臓※ 2
27/12/22	厚	添加物 過酢酸製剤及び同製剤に含有される物質（過酢酸、１－ヒドロキシエチリデン－１，１－ジホスホン酸、オクタン酸、酢酸、過酸化水素）■ 6
27/12/22	厚	添加物 亜塩素酸ナトリウム■ 2
27/12/22	厚	農薬 イミシアホス■、サフルフェナシル■、チフェンスルフロンメチル■〈一部☆〉、シフルメトフェン■、フルエンスルホン■、プロチオコナゾール■ 7
27/12/22	厚	農薬及び動物用医薬品 アバメクチン■ 1
28/1/12	厚	動物用医薬品 アルトレノゲスト■＜一部☆＞、動物用医薬品 ロメフロキサシン■㊫ 2
28/1/12	厚	微生物・ウイルス 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和２６年厚生省令第５２号）の改正 1

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。
■印は企業申請案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。㊧は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。㊫は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。＊印は耐性菌に関する評価を除く。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの（平成27年度）

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
28/1/12	厚	プリオン　イタリアから輸入される牛肉及び牛の内臓※、めん羊及び山羊の牛海綿状脳症（BSE）対策　2
28/1/12	農	薬剤耐性菌　フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤（フロロコール200注射液）及び豚の注射剤（フロロコール100注射液）㊫、フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤（ニューフロール）㊫、フロルフェニコール及びフルニキシンメグルミンを有効成分とする牛の注射剤（レスフロール）㊫■動物用医薬品　フロルフェニコールを有効成分とする牛の飼料添加剤及び豚の飲水添加剤（フロロコール2%液）肥■　4
28/1/26	厚	農薬　チフルザミド■、ホセチル☆、レピメクチン■　3
28/1/26	厚	遺伝子組換え食品等　THR-No.2株を利用して生産されたL-トレオニン■　1
28/2/2	農	動物用医薬品　動物用ワクチンの添加剤として使用する成分　4
28/2/9	厚	添加物　食品、添加物等の規格基準の改正について（「水素イオン濃度調整剤として用いられる二酸化炭素」に係る「生食用鮮魚介類」、「生食用かき」及び「冷凍食品」の加工基準の改正）　1

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。
■印は企業申請案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。㊫は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。肥は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。＊印は耐性菌に関する評価を除く。

Ⅳ その他

通知日	通知先	件　名
16/1/30	厚・農環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/3/25	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/5/6	厚農環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/8/5	厚・農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針
17/4/28	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
18/6/29	厚・農	暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順
19/9/13	厚・農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/6/26	厚農環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準
22/5/27	厚	添加物に関する食品健康影響評価指針